

横福高第 233 号

平成 27 年（2015 年）10 月 30 日

地域包括支援センター 様

指定居宅介護支援事業者 様

横須賀市福祉部長

介護予防・日常生活支援総合事業開始に伴う定款変更等について（通知）

日頃より本市介護保険行政及び高齢福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

本市では、平成 28 年 1 月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始します。これに伴い、各事業者の定款の変更及び契約書等の作成が必要となりますので、以下の通り通知いたします。

地域包括支援センター及び平成 28 年 1 月 1 日以降に総合事業の利用者について受託する居宅介護支援事業者は、事業開始までに定款上に総合事業についての記載を追加してください。

契約書及び重要事項説明書についても、総合事業用に作成し、新たに総合事業を利用する対象者に対しサービスを開始するまでに随時契約をしてください。

なお、契約書等は、現在の書式に総合事業に関する事項を追加して改正することも可能です。

【定款記載例】

- ・「介護保険法に基づく第 1 号介護予防支援事業」

上記定款記載例がすべての法人の定款に当てはまるわけではありません。定款変更の詳細については、各所轄庁にその変更について相談してください。

定款及び契約書等が適正であるかどうかについては、地域包括支援センターは事業評価時に、受託居宅介護支援事業者については実地指導及び更新申請時に随時確認していきます。

（事務担当）横須賀市福祉部高齢福祉課 地域力推進係

TEL：046-822-9804 FAX：046-827-3398

E-mail：chiikiryouku-suishin@city.yokosuka.kanagawa.jp